二　金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額
イ　金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）
ロ　金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。）の保有額
ハ　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）
ニ　金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）
三　金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額
イ　金融機関等からの預金の額及びコミットメントの未引出額
ロ　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）
ハ　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）
四　発行済有価証券の残高
五　直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額
六　信託財産及びこれに類する資産の残高
七　直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額
八　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高
九　次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額
イ　売買目的有価証券
ロ　その他有価証券
十　観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高
十一　対外与信の残高
十二　対外債務の残高
（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）
第八条　前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第八条の規定により読み替えて準用する第七条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第八条の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第八条の規定により読み替えて準用する第七条第一項の定量的な」と、同項第二号ハ中「この条及び第十五条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）
第九条　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。
一　連結総自己資本比率
二　連結Ｔｉｅｒ１比率
三　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率
四　連結における総自己資本の額
五　連結におけるＴｉｅｒ１資本の額
六　連結における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額
七　連結総所要自己資本額
八　自己資本の構成に関する開示事項
九　持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明
十　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要
十一　自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）
2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。
3　第一項第九号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

第三章　国内基準行等における開示事項

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）
第十条　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。
2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。
3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
一　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要
二　銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
三　信用リスクに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
(1)　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
(2)　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
(1)　使用する内部格付手法の種類
(2)　内部格付制度の概要